

搬入計画書

令和 〇 年 〇 月 〇 日

山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第28条の規定による一般廃棄物処理手数料減免申請書の添付書類として搬入計画書を下記のとおり提出します。

住 所	山口市〇〇〇〇〇丁目〇番地
氏 名	(株)〇〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

1. 罹災物件の住所	山口市〇〇〇〇〇丁目〇番地		
2. 搬入者 ※山口市一般廃棄物収集運搬許可を要す	(株)〇〇		
3. 搬入予定車両番号 ※7台以上での搬入する場合は別紙で提出	山口〇〇〇あ〇〇〇〇	山口〇〇〇あ〇〇〇〇	山口〇〇〇あ〇〇〇〇
4. 搬入期間(予定)	〇 年 〇 月 〇 日 ~ 〇 年 〇 月 〇 日		
5. 搬入施設への搬入(予定)日及び搬入物 ※可燃物・不燃物については、搬入期間を記入してください。	可燃物※		清掃工場
	〇 / 〇 ~ 〇 / 〇	家財、衣類等	
	〇 / 〇 ~ 〇 / 〇	生活用品	
	〇 / 〇 ~ 〇 / 〇	焼けた木材	
	不燃物※		不燃物中間処理センター
	〇 / 〇 ~ 〇 / 〇	焼けた小型家電製品及び生活用品	
	/ ~ /		
	/ ~ /		
	不燃物(処理困難物)		☐ 鍛冶畑処分場 ☐ 阿東処分場
	〇 / 〇	焼けた瓦とガラス	
	/		
	/		

★ 注意事項

- (1)関係部署との事前協議及び現場確認が必要です。
- (2)市の処理施設等への搬入を業者等に委託する場合は、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要です。
- (3)施設の搬入については、受け入れ基準厳守でお願いします。
- (4)廃棄物運搬時には飛散防止措置を必ず行ってください。
- (5)下記のとおり変更があった場合は、環境施設課まで必ず前日16時までに連絡して下さい。
 - ・日時の変更、搬入施設の変更、搬入物の変更
 - ・最終処分場の搬入については、変更に応じできない場合があります。

★ 清掃工場・不燃物中間処理センターの搬入時間及び搬入基準

平 日: 8時30分~16時30分	◎清掃工場(破砕機受け入れ基準)・直径5cm以下、長さ2m以下
土曜日: 8時30分~12時00分	(ごみピットに直接搬入の場合は、・直径5cm以下、長さ50cm以下)

★ 最終処分場の搬入時間

【鍛冶畑不燃物埋立処分場】	※ 曜日によっては、対応できない場合がありますので担当者と調整してください。
平 日: 9時00分~16時00分	

【阿東一般廃棄物最終処分場】	
平 日:13時30分~15時00分	

★ 連絡先	TEL:083-941-2188	メール:kankyo-s@city.yamaguchi.lg.jp
-------	------------------	-----------------------------------